

公認指導者規程

<趣旨>

日本におけるソフトボール競技の振興と競技力向上にあたるための指導者の資質と指導力の向上を図り、指導活動の促進と指導体制を確立するため、公益財団法人日本スポーツ協会（以下、「JSPO」という。）が制定する「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」に同意した上で公認指導者規程（以下、「当規程」という。）を定める。

第1条（目 的）

公益財団法人日本ソフトボール協会（以下、「本会」という。）専門委員会規程第7条に基づき、次の各号に掲げる事項を達成するために当規程を定める。

- （1）ソフトボール競技の普及発展に即応する指導体制を確立すること。
- （2）ソフトボール競技における基礎的な指導や競技力向上のための指導に対応し得る指導者を一貫したシステムにより養成し、その資質と指導力の向上を図ること。
- （3）指導者の本会加盟団体における位置づけと役割に応じた資格の意味を明確にし、社会的信頼を確保すること。
- （4）指導者が本会加盟団体において常に自己研鑽を図り、また、相互に情報交換を行い、連携を進め活動促進を図ること。

第2条（指導者の種類）

公認スポーツ指導者の種類は、次の各号の通りとする。

- （1）JSPO 及び本会認定資格
 - ①公認ソフトボールスタートコーチ
 - ②公認ソフトボールコーチ 1
 - ③公認ソフトボールコーチ 2
 - ④公認ソフトボールコーチ 3
 - ⑤公認ソフトボールコーチ 4
- （2）本会認定資格
 - ①公認ソフトボール準指導員
- （3）JSPO 認定資格
 - ①公認スタートコーチ（教員免許状保持者）

第3条（指導者の養成）

指導者の養成は、次の各号に示す講習時間及び講習内容をもって行う。

- （1）講習時間
 - ①公認ソフトボールスタートコーチ
共通科目／15 時間（集合講習 3.5、その他 11.5）都道府県ソフトボール協会が実施
専門科目／7.5 時間（集合講習 4、その他 3.5）都道府県ソフトボール協会が実施
 - ②公認ソフトボールコーチ 1
共通科目／45 時間（オンライン講習）JSPO が実施
専門科目／20 時間（集合講習 15、その他 5）都道府県ソフトボール協会が実施

③公認ソフトボールコーチ 2

共通科目／135 時間 JSPO が実施

専門科目／40 時間 都道府県ソフトボール協会が実施

④公認ソフトボールコーチ 3

共通科目／150 時間 JSPO が実施

専門科目／60 時間 本会が実施

⑤公認ソフトボールコーチ 4

共通科目／151 時間以上 JSPO が実施

専門科目／80 時間（集合講習 30、その他 50）本会が実施

⑥公認ソフトボール準指導員

専門科目／40 時間（集合講習 30、その他 10）都道府県ソフトボール協会が主催

※公認ソフトボール準指導員（「公認ソフトボールコーチ 1」資格の専門科目相当の内容を受講・受験し認定される）の資格を有する者は、初期登録年度の翌年度から 4 年以内に共通科目 I（JSPO によるオンライン講習）を受講・受験し、「公認コーチ 1」資格を取得することが義務づけられている。したがって、「公認ソフトボール準指導員」資格取得者が、初期登録年度の翌年度から 4 年以内に「公認ソフトボールコーチ 1」資格を取得しない場合には、当規程第 7 条（資格の喪失）が適用される。

⑦公認スタートコーチ（教員免許状保持者）

共通科目／15 時間 JSPO が実施

専門科目／4 時間 JSPO が実施

（2）講習内容

①公認ソフトボースタートコーチ

共通科目 JSPO にて別に定める

専門科目 本会にて別に定める

②公認ソフトボールコーチ 1

共通科目 I JSPO にて別に定める

専門科目

1) 種目の特性に応じた基礎理論

2) 実技・指導実技

③公認ソフトボールコーチ 2

共通科目 II JSPO にて別に定める

専門科目

1) 種目の特性に応じた基礎理論

2) 実技・指導実技

④公認ソフトボールコーチ 3

共通科目 III JSPO にて別に定める

専門科目

1) 種目の特性に応じた基礎理論

2) 実技・指導実技

⑤公認ソフトボールコーチ 4

共通科目 IV JSPO にて別に定める

専門科目

- 1) 種目の特性に応じた基礎理論
- 2) 実技・指導実習

⑥公認ソフトボール準指導員

専門科目

- 1) 種目の特性に応じた基礎理論
- 2) 実技
- 3) 指導実習

⑦公認スタートコーチ（教員免許状保持者）

共通科目および専門科目ともに **JSPO** にて別に定める。（オンライン学習・オンラインテスト）

第4条（指導者資格の検定及び審査）

講習に基づく指導者資格の検定及び審査は、共通科目と専門科目に区分して実施する。

①公認ソフトボールスタートコーチ

- 1) 共通科目における検定は、**JSPO** の指定の方法により実施する。
- 2) 専門科目における検定は、技能検定並びに筆記試験等を加えた総合判定とし、本会の指名する都道府県ソフトボール協会指導者委員会の判定を、本会指導者委員会において審査する。
- 3) 共通科目及び専門科目の検定に合格した者を「公認ソフトボールスタートコーチ養成講習会修了者」として認める。

②公認ソフトボールコーチ1

- 1) 共通科目における検定は、**JSPO** において実施・審査する。
- 2) 専門科目における検定は、技能検定並びに筆記試験等を加えた総合判定とし、本会の指名する都道府県ソフトボール協会指導者委員会の判定を、本会指導者委員会において審査する。
- 3) 共通科目及び専門科目の検定に合格した者を「公認ソフトボールコーチ1養成講習会修了者」として認める。

③公認ソフトボールコーチ2

- 1) 共通科目における検定は **JSPO** において実施・審査する。
- 2) 専門科目における検定は、技能検定並びに筆記試験等を加えた総合判定とし、本会の指名する都道府県ソフトボール協会指導者委員会の判定を、本会指導者委員会において審査する。
- 3) 共通科目及び専門科目の検定に合格した者を「公認ソフトボールコーチ2養成講習会修了者」として認める。

④公認ソフトボールコーチ3

- 1) 共通科目における検定は、**JSPO** において実施・審査する。
- 2) 専門科目における検定は、技能検定並びに筆記試験等を加えた総合判定とし、本会指導者委員会において審査する。
- 3) 共通科目及び専門科目の検定に合格した者を「公認ソフトボールコーチ3養成講習会修了者」と認める。

⑤公認ソフトボールコーチ4

- 1) 共通科目における検定は、**JSPO** において実施・審査する。
- 2) 専門科目における検定は、技能検定並びに筆記試験等を加えた総合判定とし、本会指導者

委員会において審査する。

3) 共通科目及び専門科目の検定に合格した者を「公認ソフトボールコーチ 4 養成講習会修了者」と認める。

⑥公認ソフトボール準指導員

1) 技能検定並びに筆記試験等を加えた総合判定とし、本会の指名する都道府県ソフトボール協会指導者委員会の判定を、本会指導者委員会において審査する。

2) 検定に合格した者を「公認ソフトボール準指導員養成講習会修了者」として認める。なお、「公認ソフトボールコーチ 1 養成講習会」受講の出願に際しては、専門科目修了者として免除申請ができる。

⑦公認スタートコーチ（教員免許状保持者）

1) 共通科目及び専門科目における検定は、JSPO の指定の方法により実施する。

第 5 条（認定講習会の受講資格）

当規程の第 3 条及び第 4 条に定める講習及び検定を受けるには、それぞれ次の要件を満たしていなければならない。

①公認ソフトボールスタートコーチ

- 1) 受講年度の 4 月 1 日現在、満 18 歳以上の者。
- 2) スポーツクラブ等においてソフトボール競技の指導に当たっている者。
- 3) またはこれから指導者になろうとする者。

②公認ソフトボールコーチ 1

- 1) 受講年度の 4 月 1 日現在、満 18 歳以上の者。
- 2) スポーツクラブ等においてソフトボール競技の指導に当たっている者。
- 3) またはこれから指導者になろうとする者。

③公認ソフトボールコーチ 2

- 1) ソフトボールコーチ 1 有資格者で受講年度の 4 月 1 日現在、満 22 歳以上の者。
- 2) スポーツクラブ等において中心的な役割を担っている者。
- 3) またはこれから中心的な役割を担う者。

④公認ソフトボールコーチ 3

- 1) 受講年度の 4 月 1 日現在、満 22 歳以上の者。
- 2) 都道府県ソフトボール協会会長の推薦を得た者。
- 3) 本会指導者委員会の承認を得た者。

⑤公認ソフトボールコーチ 4

- 1) ソフトボールコーチ 3 有資格者で受講年度の 4 月 1 日現在、満 24 歳以上の者。
- 2) 本会指導者委員会の承認を得た者。

⑥公認ソフトボール準指導員

- 1) 受講年度の 4 月 1 日現在、満 18 歳以上の者。
- 2) 地域において、スポーツ活動を実施しているクラブやグループ、スポーツ教室で实际的指導に当たっている指導者及びこれから指導者になろうとする者。

⑦公認スタートコーチ（教員免許状保持者）

- 1) 共通科目及び専門科目における受講資格は、JSPO の定めによる。

第6条（認定、登録及び更新）

公認ソフトボールスタートコーチ、コーチ1、コーチ2、コーチ3、コーチ4の認定、登録及び更新は、下記の通りとする。

（1）共通科目及び専門科目の検定に合格した者は、JSPO への登録手続きを行う。登録手続き完了者に対して、JSPO より公認スポーツ指導者として「認定証」及び「登録証」が交付される。

（2）公認スポーツ指導者資格の有効期間は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の6か月前までに、JSPO、あるいは本会の定める研修を受けなければならない。

（3）公認スタートコーチ（教員免許状保持者）の認定、登録及び更新は JSPO の定めによる。

2 公認ソフトボール準指導員の認定、登録及び更新は下記の通りとする。

（1）公認ソフトボール準指導員に合格した者に対し、本会は都道府県ソフトボール協会から提出された「合格者認定申請」及び「登録申請」に基づき認定・登録手続きを行う。登録手続き完了者は、本会より、都道府県ソフトボール協会指導者委員会を通じて公認ソフトボール準指導員「認定証」が交付される。また、併せて公認ソフトボールコーチ1専門科目修了者として認められる。

（2）公認ソフトボール準指導員資格取得者は、公認ソフトボールコーチ1養成講習会の共通科目 I 45 時間（JSPO によるオンライン講習）を受講・受験し合格した後、共通科目・専門科目免除免除申請が認められ、登録手続きが完了した者に対して「認定証」及び「登録証」が交付される。

（3）公認ソフトボールコーチ1への移行猶予期間は、公認ソフトボール準指導員資格取得年度の翌年度から4年間であり、それ以後の資格登録は認められない。

認定番号※	有効期限
130001～4730999	令和5年3月31日
101001～4701999	令和6年3月31日
102001～4702999	令和7年3月31日
103001～4703999	令和8年3月31日

※認定番号について

太字の左部分 → 都道府県番号（北海道 1～沖縄 47）

太字部分 → 認定年度

太字の右部分 → 都道府県ごとの通し番号

第7条（指導者資格の喪失）

公認スポーツ指導者が、次の各号のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。

（1）公認ソフトボール準指導員の登録をしなかった者。

（2）初期登録年度の翌年度から4年間で公認ソフトボールコーチ1への移行を行わなかった者。

（3）公認スポーツ指導者の登録をしなかった者。

（4）公認スポーツ指導者として不適当と認められた者。

第8条（指導者資格取得の義務化）

本会主催の公式試合（都道府県予選大会・地区予選大会を含む）に出場するチームの監督又はコーチは、原則として、当規程第2条の有資格者でなければならない。ただし、監督又はコーチが資格を有していない場合においては、チーム内に有資格者（監督代行になり得るもの）がいなければならない。なお、適用資格は次のとおりとする。

資格名	生涯種別	学生種別	競技種別
公認ソフトボール スタートコーチ	○	○ ※大学は学生以外 が監督をする場合は 不可	×
公認ソフトボールコーチ 1	○	○	○
公認ソフトボールコーチ 2	○	○	○
公認ソフトボールコーチ 3	○	○	○
公認ソフトボールコーチ 4	○	○	○
公認ソフトボール準指導員	○	○	○
公認スタートコーチ (教員免許状保持者)	以下 4 大会のみ可 ・全日本小学生大会 ・春季全日本小学生 大会 ・全日本中学生大会 ・都道府県対抗全日 本中学生大会	以下 1 大会のみ可 ・全国高等学校選 抜大会	×

2 国民スポーツ大会の監督、また、日本スポーツマスターズ大会の監督、コーチ、またはそれに代わる代行者となり得る者は、「公認ソフトボールコーチ 1」「公認ソフトボールコーチ 2」「公認ソフトボールコーチ 3」「公認ソフトボールコーチ 4」のいずれかの資格を有すること。

3 日本リーグ、一般社団法人日本女子ソフトボールリーグ機構（以下、「JD リーグ」という。）加盟チームの監督及びコーチは「公認ソフトボールコーチ 3」又は「公認ソフトボールコーチ 4」の資格を有すること。

4 日本を代表して国際大会に派遣するチームのヘッドコーチ及びコーチは、「公認ソフトボールコーチ 3」又は「公認ソフトボールコーチ 4」の資格を有すること。

第9条（無資格者の暫定措置）

削除

第10条（競技会における指導者資格の確認）

公式試合出場時における資格の確認は、大会参加申込書に、取得資格名・登録番号等を記載する欄を設け、大会プログラムに掲載する方法によって行う。大会競技委員長は、記載された内容をもとに資格の確認を行う。また、当該試合を担当する大会役員または競技役員は身分証明書により本人確認を、有効期限内の指導者登録証等本人の登録が確認できるものにより指導

者資格の確認を行う。なお、有資格者は試合中ベンチ内にいなくてはならない。

第 11 条（改 廃）

当規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

昭和 61 年 3 月 1 日制定・施行

改訂履歴

平成 3 年 4 月 1 日 改正・施行

平成 3 年 9 月 2 日 一部改正

平成 4 年 4 月 4 日 改正・施行

平成 6 年 12 月 12 日 一部改正

平成 10 年 4 月 1 日 改正・施行

平成 12 年 5 月 16 日 一部改正

平成 13 年 4 月 1 日 一部改正

平成 15 年 2 月 23 日 一部改正

平成 17 年 4 月 1 日 改正・施行

平成 17 年 11 月 23 日 一部改正

（第 12 条追記）

平成 19 年 11 月 23 日 一部改正

（第 3、6、7、9 条一部削除・追記）

平成 21 年 4 月 1 日 改正・施行

（第 3、7、9、10、12 条一部削除・追記）

（第 8 条「旧資格の登録更新」条文削除）

（第 9、10、11、12 条の条文繰上げ）

平成 26 年 2 月 23 日 一部改正

令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

（趣旨、第 2、3、4、5、6、7、8、10 条一部削除・追記）

（注記）

本規程条文における「公認ソフトボール準指導員」および「指導者対象講習会」の運用については、令和 3 年度（令和 4 年 3 月 31 日まで）をもって制度廃止となりました。廃止後は本規程の各種指導者資格の運用とする。

「公認ソフトボール準指導員」および「指導者対象講習会」の資格取得者および受講修了者はそれぞれの資格有効期間が認められているため、その有効期間の効力が無くなるまで、本規程の改正は行わないものとする。

令和 4 年 5 月 19 日 一部改正

令和 6 年 4 月 1 日 一部改正・施行

令和 6 年 11 月 24 日 一部改正・施行